

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和6年12月5日提出

日立市長 小川春樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年11月12日

日立市長 小 川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和6年8月23日午前10時頃、日立市立□□小学校職員が、草刈り機による学校敷地内の除草作業中に小石を跳ね上げ、近隣の自宅敷地内に駐車していた日立市□□□町□丁目□番□□号□□□□氏が使用する自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金252,010円